

令和2年5月14日

保護者様

吉野ヶ里町教育委員会
教育長 草場 浩
吉野ヶ里町立東脊振中学校
校長 大石 達弘

臨時休業延長と学校の再開について（通知）

麦秋の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より吉野ヶ里町の学校教育についてご協力をいただきありがとうございます。

さて、このたび、5月5日火曜日に、県立学校の臨時休業延長と学校再開について県の方針が出ました。それを受けまして、吉野ヶ里町においても、町立の小中学校、幼稚園を県立学校と同様に、本日14日より再開することを決定しております。再開にあたりましては、子どもたちの感染予防のために、国のガイドラインや県の通知に準拠し、対策をとりながら、教育活動を進めてまいります。対策の詳細は下記の通りです。

ご家庭にも協力をしていただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたします。学校や町のホームページ、学校からのメールをこまめにご確認ください。

記

1 学校を再開するにあたって

(ア) 保健管理に関すること

- ・児童生徒等の健康観察を十分行うとともに、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底します。（基本的に児童生徒等や教職員はマスクを着用する。）
- ・教室等のこまめな換気を実施するとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めます。
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようお願いいたします。
- ・登校前に健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認していただき、発熱等の風邪症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させてください。

(イ) 心のケアに関すること

- ・新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」）に起因する様々な悩みやストレス等を抱いている児童生徒等もいることから、学級担任や養護教諭等を中心とし、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と連携し、適切な支援を行います。
- ・児童生徒等の状況把握にあたっては、ご家庭でもお願いします。ご心配なことは学校へご連絡ください。また、学校での感染等に不安を感じる児童生徒等の登校についてもご相談ください。

(ウ) 差別やいじめ等の未然防止に関すること

- ・教職員一人一人が、基本的な感染症対策を含めた対応について理解するとともに、児童生徒等の発達段階に応じて適切に指導を行います。
- ・児童生徒等からの差別やいじめ等の相談については、組織的に対応します。感染者やその家族及び接触者等に対する偏見や差別が生じないように、関係者の人権に十分配慮します。

(エ) 児童生徒等の出席停止等に関すること

- ・本感染症に係る事由で児童生徒が自宅休養した場合や児童生徒等（及び保護者等）が感染予防のために登校しないことを希望する場合は、出席停止（出席しなくてもよい日、欠席になりません）とします。

(オ) 教育課程に関すること

- ・出席停止等の場合は、児童生徒等が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じます。

(カ) 部活動に関すること

- ・学校の再開に合わせ、部活動も再開します。ただし、長期の部活動中止期間後の再開であることを踏まえ、段階的な活動を計画します。
- ・当面の間、合宿、県外チームとの合同練習及び対外試合等は自粛します。また、県内で開催される各種大会への参加についても自粛します。
- ・県内の対外試合についても、5月末日までは自粛します。
- ・部活動の再開にあたっては、感染拡大防止対策の徹底はもちろんのこと、また、これらのことを含む活動方針や練習計画・注意事項等を生徒及び保護者等に周知します。
- ・活動にあたっては、人と人の接触を避ける等の本感染症対策を徹底し、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう配慮します。また、体育館等の屋内での活動については、こまめな換気を実施します。
- ・活動前に生徒の健康観察を行い、発熱、のどの痛み、咳等の風邪の症状がある場合は活動に参加させません。また、ご家庭との連携により、生徒の健康状態の把握に努めます。
- ・部活動方針を遵守し、活動時間（ミーティング等を含む）は、短時間で効率よく活動できるようにします。
- ・生徒が感染予防のために部活動に参加しないことを希望する場合は認めます。

(キ) 学校給食に関すること

- ・給食前後の手洗いの励行、机を向かい合わせにしない、しゃべらない、咳エチケットのためにハンカチ等を台上に準備しておくなど必要な対応を指導します。

2 学校行事について

- ・集会等を行う場合は、使用する体育館や教室等のこまめな換気を実施するとともに、児童生徒等が密集しないよう工夫し、実施時間の縮減、感染防止の徹底等について適切に対策をとったうえで、実施します。

3 児童生徒等の家族に感染の疑いがある場合の対応について

- ・症状のない他の家族も通勤や通学、買い物など、できるだけ外出を控え、児童生徒等については登校を控えてもらいます。

4 教職員について

- ・児童生徒等と同様、感染防止対策を確実にいき、健康管理を徹底します。また、発熱等の風邪症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させるよう徹底し、家族に感染の疑いがある場合は、3の児童生徒等の対応と同様とします。